

No. 23. "THE SHANGHAI."

滬上小言

有栖川宮威仁親王薨去

栖川宮邸親王殿下には去る五日午後九時、時子侯爵御別邸にて薨遊ばせ、陛下は我が皇室の總親に在りまし、上は至尊の信頼し玉ふ所下は萬民の敬仰せる所なりしに、今や此の悲しむべき訃音に接し、去る十日を以て喪を發せられたるを知る我等同人海外に在る者、殊に哀悼の情深きものあり、殿下には海軍々人とし、金枝玉葉の御身に在りまし、常に範て、海軍々人に示し玉ひしのみならず、日清、日露兩戰役には赫々たる勳功を輝か玉ひ、屢先帝陛下の御名代として歐洲に赴かせ所あらせ玉ひしは我が國民の國交に資する所あらせ玉ひしは我が國民の愛する能はざる次第にせし、殊に記るし奉るを畏きことながら先帝陛下の御信頼を受

支那海關と輸入税

駐滬日本總領事有吉明氏は上海海關稅務司の告示を報告して曰はく

「近來偽造の送狀多數發見せられたるに
より上海税關は茲に右に關し輸入者の
注意を喚起せんとす、抑も又不正
の送狀は輸入商使用人の偽造に係るも
のにして數量及び價格の符合する様作
製せられたる不正の輸入申告書と共に
税關に提出せらるゝものなるが故、上
海税關は如上の弊害を防遏する爲め特
別の措置を執るの必要を認め今後輸入
商店の責任ある社員をして送狀の正確
なる事を保證せしむる事となせり、蓋
し署名なき送狀は誰人も之を作製する
を得べく又種荷主の署名したるものは
其の偽造を發見し難きに反し輸入地に
於ける輸入商店社員の署名あるものは
容易に之れが偽造を發見得べきを以
て爾今輸入商は送狀の正之なる旨を
證し且つ責任ある社員をして之を署
名せしむべし尙各商店は常に税關パツ
スブック記入の税金拂込額と自己の帳
簿に記入しある税金支拂高とを對照し

使用人の詐欺行為を防遏する様注意せしむるべし。

ど、我等は曾て本紙第二號に於て上海輪船に入税脱稅取締と題し送狀に不正のものあり、不手際なる脱稅を試みんとするものあり、爲めに善良なる商人に迷惑を被れ及せしむるに至るを説きたる事あり、右海關の所示する措置たる即ち不正の送狀を製を防遏せんとするに外ならざること、右の外當地の海關稅務司は六月六日付にてイングロイス、オフヒスを設置し更に商取引の契約書の提出をも求め輸入税を納付する迄の手續今や漸く多くの手數と時間を要する事となりたり、而して從價稅五分を支拂ふべき輸入品の税金を算出するにつき甚くべき價格を定むるに於て、右の規定に關し問題を生ずるに至れり。

從價稅五分稅を算出するにつき甚くべき價格については去る明治三十五年八月廿九日英米獨白西澳蘭の八ヶ國の委員と清國委員の間に調印せられたる稅率換算に關する協定の第一條に明記せられ居る所也、即ち

第一條 本條目に掲げざる輸入品は從價稅五分の割合を以て納稅すべきものと而して稅金算出の甚くべき價格は地方通貨を以て表はしたる該品の市價とす但し此の市價は之を海關兩に換算するときは稅金算出の甚くべき金額より一割二分超過するものと看做すべし

稅關へ納稅を申立つるに先ち貨物販賣せられたる場合に於ては其善意契約の總金額を以て市價を證表するものと看做すべし

貨物原價運送費及保險料極め即ち其價格中に關稅及他の諸掛を加算せずして販賣せられたる場合に於ては右原價運送費及保險料極め價格を以て納稅價格とし前項に掲げたる低減を爲さざるものとす稅

● 積立金 壹千八百貳拾萬圓
(內拂込參千萬圓)

● 當座預金 年貳分

● 定期預金 三箇月年二分
六箇月年三分
十二箇月年四分

● 小口當座預金 月三厘

右小口當座預金ハ最初墨銀五弗以上次
ヨリハ一弗以上預けリ可申候
但シ利息ハ預リタル月ト拂戻ス月並ニ
五弗未滿ノ殘高ニハ之ヲ付セズ



橫濱正金銀行

電話 營業部 二七四
輸入部 三〇〇〇
支配人席 三〇〇〇

本支店及出張所

臺北、臺中、臺南、基隆、嘉義、打狗、
宜蘭、淡水、新竹、阿猴、花蓮港、澎湖
島、東京、大阪、神戶、香港、廣東、汕
頭、廈門、福州、九江、新嘉坡
其他各所ニ取引先アリ



臺灣銀行

上海黃浦灘路第拾六號

支配人 江崎 真澄
營業部 (二六五)
電話 支配人席 (三三二)

諸事精々御便宜相圖可申、御
用ノ御方ハ支配人席へ御電話
被成下度候

關へ納税を申出づるに先ち貨物販賣せられざる場合に於て貨物の價格又は類別に就き税關と輸入者の間に爭議を生じたる時は之を左の如く構成したる仲裁委員會に附すべきものとす

●税關官吏

輸入者所屬國領事の選定したる商業者一名

輸入者と同籍を異にする商業者にして一名

首席領事の選定したる者一名
右委員會會議手續等に關して生ずる問題多數を以て決定すべし委員會多數の終結裁定は事件附託の日より十五日(休日を除く)以内に宣告すべきものにして雙方の當事者を拘束するものとす

委員たる二名の商業者は各十海關兩の手數料を受くべき者にして委員會に於て税關の評価を維持したる場合又は右評價を維持せざるも輸入者の價格低算七分五厘を下らざる程度にありと裁決せる場合に於ては輸入者手數料を仕拂ひ然らざる場合又委員會に於て關係貨物の正當價格は輸入者が初め納税の基として申告したる價格より二割又は其の以上超過するものなりと裁決したる場合に於ては税關官吏は税金完納に至るまで右貨物の占有を保續し且置脱を謀りたる税金四倍に均しき附加税を課する事を得

送狀は税關の請求あるときは成るべく總ての場合に於て之を提出すべきものとす而して右の規定に關して生じたる問題は即ち右の價格を決定するに際し、今日の如く或は偽造送狀を發見し若くは種々の詐欺的行為を生ずる所以のものは輸入地に於ける市價の上に課税せんとするより生ぜりと云ふにあり、故に今日米國に於て行はるる如く輸出地の價格の上に課税せんことを主張するものあるに至れる次第也、即ち輸出地に於て作製せる送狀に基き之を計算するを主張する次第也

我等は一步進みて若し日本の商人が上

海に輸入する商品の日本文の送狀を、そのまゝ海關に提出する事とせば今日の如き面倒なきを思ふもの也、而してその送狀たる日本流の日本文の、之を提出するに在り、今日日本商人の多くが當地にて英文の送狀を出せざるに迫らるる爲め、所謂關人に托して之を英譯して提出する爲め多量の間違を生ずるに至る次第なり、何れにせよ右は今日上海に於ける外國商人間の問題となり居る事項にして、輸入商人の留意すべきもの也、商品賣買契約書を一々提出し之に送狀を添付し色々面倒なる計算をなすが如き必要とすは要之に不正の手段を故意に行ふ商人及び中間に立つ人々の爲めに知らしむるに不正の手段を行ふものがあるが爲めにして其の結果善良なる商人迄迷惑する次第なり、此の不正の手段を採る人々を一々處分し弊風を一掃するは容易の事にあらす、此の如き弊風を生ずるは今日の如く輸入地の市價を以て從價算出の基とす、輸入者の手數料を生じ居る次第也、價格に基くべしと云ふ論は生じ居る次第也、たゞいれ現行協定たる明治三十五年各國の委員が當地の主要なる商人の意見を求めたる上決定したるものなるが故に更ら之れが改正を主張すべきものにあらずとの論者もあり何れにしても我等は今日此の際日本商人諸君に對しては此の問題について深く研究調査をなすの要あるを説くもの也、

主要記事

四川交通の現狀談(上)

最近四川地方を巡遊し歸還たる某氏の視察談を聞くを得たり時節柄有用のもの

のたるを以て其の一端を左に之を掲ぐ
元來四川貿易には困難なる二原因あり
(一)交通の不便(二)爲替の不利なる事是なり

(一)該省交通の不便なるは古來の問題で今更し新らしく云ふ必要はないが、從來之の不便は到底改善し得られざる者として思惟せられて居た、然し近世科學の進歩は遂に此の難關を打破して此の大問題も遂に終局に近づかんとして居る、他無し此れ三峡航行の完成(汽船の開通)及び川漢鐵道の敷設である

(二)爲替の不利とは一時的の問題で之は阿片栽培禁止の影響に加ふるに銀の輸出を禁止したのに基づくもので、此は時日の経過と共に自ら融合救済し得る時機が来る事と思はれる、全體此の交通の不便と云ふ事は古來四川が所謂天府の地であるからして一層痛切に感ぜられたる所以で最近迄勿論現今も一同省との交通は専ら民船に依つて行はれたもので、彼の所謂三峡の險を網で引き上げたもので一度綱が切れると折角の努力も水泡に歸するのみならず船は微塵となつて仕舞ふ毎年二三百人の犠牲者を出す事と云ふも無理からぬ事である、支那人は太鼓を叩き銅鑼を鳴り狂氣の様になつて船の引き上げに働いて居る、傍で見えて居ると滑稽であるが兎に角その困難な事は大したものである、

▲汽船航業の沿革 之の困難危險な状態を見て之れが改善・救済の方法を研究し着想したのが有名な四川通アチバート、リットル氏でリ氏は明治三十三年、リットル氏云ふ木造の小汽船を作つて宜昌、重慶間最初の航行を行つた、明治三十三年には、バイオニヤ云ふ汽船で再び航行し兎に角三峡航行の不可能でない事を證明し得た、此の「バイオニヤ」は今英軍艦「金沙」に改名して長江を下して

英國の爲めに氣焰を上げて居る、其後各國とも競ふて軍艦を湖江せしめ我が伏見艦も湖江し四川在留邦人の意を強からしめたのは我等の耳に新しい所で

ある、
其他英、佛、獨、日、等諸國の軍艦の湖江する者は相次だが商船の湖江計畫は未だ計畫する者が無かつた、然るに今から二三年前偶然廣東人、出資の下に四川汽船公司なるものが組織され、數年間長江の航行に經驗ある英人、フランスの設計で此の四川航路に使用すべく小汽船の建造に着手し英國から材料を取り寄せて上海で組立てた之れが今の四川通の唯一汽船たる「蜀通號」である、蜀通の組立を終はるやブランド氏は自ら舵機をこつて前古未曾有の小汽船の湖江を始めた、此の蜀通號は機關部と貨物部とが全く別に出來て居て何方でも一方が危險に類した場合にば繫索を切斷して救助すると云ふ一種特別の仕掛けになつて居る、蜀通の出來た時は世人は非常な注意を以て之を視其成功を疑つて居た、先年一度重慶の下流で座礁し引下しには随分困難したがブランド氏の不屈の努力に依つて無事引下し出來、今日迄三年間繼續して相當の成績を擧げて居る、最も此の航行期間は四月から十一月迄であるが、會社は隨分儲かつたと見えて蜀通號の容積に二倍程の第二號を注文し來年春頃迄には航行を始め得るとの事である、

▲邦人の三峡航行計畫 斯く數百年來からの懸案は蜀通號の航行で解決された、こうなつては來る世の中の人々は袖手傍觀するわけには行かぬ、此處彼處に模倣者が出來た、川江輪船公司では創業早々他に出來られは堪つたものでないから優先權を楯に取つて之れが抑壓を請願する否な實行すと云ふ工合で現に重慶布業公所の船は「船員に經驗あ

日清汽船株式會社

上海出帆

每週月夜半浦東棧橋ヨリ發

每週土夜半郵船棧橋ヨリ發

上海支店

黃浦灘第五號

漢口宜昌線 一ヶ月六回

漢口湘潭線 一週二回

漢口常德線 一週一回

九江南昌線 一月三回

○本店 東京市銀座通二丁目 七番地

○大倉益昌碼頭(浦東)事務所 (電話三〇七九)



株式會社 大倉組 上海支店
電話 輸出部 二八〇六
輸入部 二八〇六
支店長室 三〇一四

○支店及出張所 大阪、橫濱、橫須賀、神戸、吳、門司、佐世保、舞鶴、沼津、京城、臺北、臺中、打狗、天津、漢口、上海、大連、北京、倫敦、紐育、漢堡、澤州

以て報道する所ありしが去る四日に至り該鐵道借款契約草案は衆議院に提出され其同意を求め居れるが同院は勿論、參議院をも無事に通過するならんと予想せらる、今該草案を譯載し以て讀者の參考に資する所あるを、

此契約の訂立者は一は中華民國政府(以下支那政府と稱す)財政總長交通總長及政府の特派せる浦信鐵道事宜籌辦員に係り一は倫敦中華鐵路有限公司即ちブリタイシム、チャイナ、コーポレーション(以下公司と稱す)に係る其條約は左の如し但し千八百九十九年一月六日(光緒三十四年十一月二十五日)に訂立せる浦信鐵道假契約は特に廢止し今回の正式契約を以て之に代ゆることとせり

▲第一條 支那政府は公司以五分利附金借款發行を承辦せしむることを許可し其借款額を英金三百萬磅とし、該借款の成立期日は即ち債券發行の日とし該借款を名づけて中華民國五分利附浦信鐵道借款とす

▲第二條 此借款は國有鐵道布設資本たるを指明し線路を津浦鐵道南段某地方より京漢鐵道の信陽州附近に至る迄とし其延長を約三百五十哩とす而して其線路の測量は督辦之を決定す

▲第三條 該資本は專ら鐵道布設、土地車輛購買及び一切の設備に要すべき物品材料並に運輸營業の費用に充つ又線路布設期内に於ける借款利息支拂も亦均しく資本内にあり其布設工事の竣工期は實際工事の開始日より起算し約三年間を要するものと設計し其開業期日は此契約調印後六個月を逾ゆるを得ず其外公司も亦此期内に於て二十萬磅を限度とし之を準備し督辦に通知し歐洲或は支那何れの地に於て之を交付するも自由なるを承認す第一期に發行すべき債券の合計金高は實際交付せる鐵道布設費を以て限度とし

並に其利息は第一期債券發行高より扣除し其利息は年六分を過ぐるを得ず

▲第四條 此借款利息は額面に按し年五分とし債券發行の日より起算し支那政府より半年毎に一回交付し鐵道布設期内に當りては或は借款收入より或は別途金より嗣後は先づ該鐵道の收入より交付し次ぎには支那政府の便宜とする別項收入を以て交付し附屬に按じ債券發行の日より起算し半年毎に此契約附屬表の額と期日に照し十四日前に一回交付す

▲第五條 此借款は左に詳載せる第六條を除く外十四年を以て期とし借款成立の日より起算し第十一年目に至り元金を返済し始め毎年支拂ふべき額は該鐵道收入或は支那政府の便宜とする別項收入を以て交付し此契約附屬表額期日に照し十四日前に交付す

▲第六條 債券發行日より第十年後迄に至り何時にても若し支那政府が借款の全額を返済せんと欲するか或は先づ契約附屬表記載の期限に達せる額を返済せんと欲する場合あらば其に之を支拂ひ得るものとす第二十一年に至りては債券額に二萬磅を加償す即ち百磅の債券一枚につき百〇二萬磅を支拂ひ第二十一年後は加償を要せず但し支那政府は毎回の支拂額を六個月前に公文を以て公司以て通知す其支拂ふべき額は借款前の説明書にある抽籤期日に照し次第に抽籤數を増加するものとす

▲第七條 滙豐銀行を公司以て借款經理代第四第五條に詳記せる外此契約附屬表額期日に照し督辦より上海に在りて規銀及び或は新貨幣貨幣改革實行を俟つてを以て該銀行に交付し倫敦に在り金磅を以て支拂ふこととし其償價は該銀行と當日に訂定する或は六個月内に於てすべき何時に論なく何れとも隨意に訂定す

るを得而して支拂ふ所の元利は金磅を以てを交付すべく若し遇々歐洲に實際支那政府の金磅の預金あり之を支出し元利を支拂はんと欲する場合あらば十四日前に亦金を以て支拂ふべし但し此故を以て支那より爲替するを得ず毎年支拂ふ元利に對し二分の手續料を滙豐銀行に收むるものとす

▲第八條 此借款の元利全部支拂に對し若し鐵道收入及び或は借款收入を以て元利の全部を支拂ふに不足する場合あらば支那政府は方法を講じ別途の款項を以て補足し期限通り銀行に交付し元利を支拂ふべし

▲第九條 此借款は本鐵道を以て抵當とす即ち本鐵道の所有する土地材料、車輛、建物公司已に購買せるもの、購買せんとする土地より以て鐵道布設後に入るべき一切の收入に及び抵當物權となす此借款に記載せる抵當に關しては英國法例に按照して處理す

▲第十條 此借款全額に對し公司以債券印刷を許し其額は公司以一任し其式樣は公司以督辦と交渉するか或は駐英支那公使より酌定し債券は英漢の文字を用ひ印刷し督辦の記名關防は債券の表面に刷り親署するの煩を避く但し駐英支那公使は債券發行前に一枚一枚捺印し並に其署名は債券表面に刷り以て支那政府の許可及此項の借款發行の承認を示し該公司倫敦駐在代表者も亦債券上に記名し債券發行經理人となす若し此借款發行債券に於て或は遺失し或は盜まれば燒失せる場合あらば公司以直ちに督辦或は駐英支那公使に通知し該公使より公司以て新聞に廣告し已失の債券は憑りて以て款を取る能はざる旨聲明し同時に英國の例章に按じ處置せしむ若し失する所の債券が公司以の期限を經過するも仍ほ未

だ返へらざる場合あれば督辦或は駐英支那公使は原額に照し重ねて副券を發し印信を加蓋し公司以に收領せしめ一切の費用は公司以の自辦とす(未完)

時事雜錄

▲暗騰なる南方の風雲

▲北門の警報頻りなり

中央政界は政府彈劾案の出題により各政黨の接近と爲り、此の間或は内閣改造問題等の變形を呈し多少の活氣を來さしむべきを思はしめし、何事ぞ各黨は依然然隨なる勢に懸せられて同一の歩調を取ること能はず早く彈劾の形式は個人彈劾、周財政總長、一部彈劾(趙總理、周總長)及び全部彈劾の三派に岐れ、斯くて現政府を改善せしむべき唯一の彈劾案は漸次其の効力を減失せんとしつゝあり一方憲法起草委員の如き國民黨員多數を占め得たるが如き、從前の事述に徴すれば、政府に於てははしく重視するの要なかるべし、中央政界の對内方面は反對派喧囂の聲を殺さつゝあるが如きも對地方對外方面に至りては依然然繁忙細を極め居れり、我等は簡單に既往週間の事述に就き報道せん

長江一帶の風雲

李江西、胡廣東の兩都督が相次て任を逐はれ孫逸仙氏亦南旋するや當時世人皆國民黨の反噬的態度に出づべきを預測したり、何ぞなれば今春以來國民黨の勢聲復た舊の如く振はざるや、袁氏は此の機を利用して之を壓倒し復た起つ能はざらしめんとし、國民黨亦全力を擧げて頽勢の挽回を策し茲に袁、國二派の軋轢となり、袁氏は中央政府なる強力に加ふるに其の陰險惡辣なる術數を以て之に並み、國民黨は往時の秘密結社的性質に反へり

東京海上保險會社
明治火災保險會社
日本火災保險會社
共同火災保險會社
東京火災保險會社

代理店 三井洋行
(電話一八一七)

支路第壹號
山口、商店
(電話三四五九)

資本金 三百萬圓

上海本日本保險株式會社

上海支店

號九第A路口漢界租英海上
(番六五三一話電)

諸積立金 貳百參拾萬圓

大石橋營口間

て之に對するに至り、支那の朝野は茲に最も危險なる状態を呈するに至りたり、而して長江一帯は文化經濟の中心にして形勢の地に在り、同時に國民黨の據れる所なるを以て政治的陰謀は多く此の地方に於てせらるゝに至れり、即ち先年武昌の發難を始とし爾後數回に亘る謀亂及び今回の事變の如き皆其の結果に非ざるは無し、

今同武漢事變の發するや暴徒の羅織刑戮甚しく且つ其の關係意外の邊に及ぶ事發覺するや袁氏は敵黨推倒の時至れりと爲し、湖北より更に北洋六師の兵を遠く江西に派し九江に入らしめ以て江西北門の鎖鑰を自己の手に收めたり、同時に武漢に破れし殘黨は猶長江の上下に亘り不斷の脈絡を以て竊かに一味を聯繫し今や實に密雲漢雨將に來らんとするの狀態に在り、之を例すれば李純の率ゆる北兵の陸續九江に入り更に内省に進駐せんとせる、李烈鈞の竊かに上江にして湖口(鄱陽湖入口)に據り護軍使及び各機關に電報せる曰く「余は免官後上海に赴き保養中なりしに突如として北軍の江西に入るを聞き憤りに堪はず余は生を欲する所に非らず今や郷省に回へりて力を効さん」と云々、又德安縣駐在の江西軍旅長林虎は北軍の騎兵が南康縣の吉石橋地方に逼進し來るを以て阻止せんとし言ひ戰事の早くは決裂せるを傳へ其他或は南京杭州に於ける警戒捕縛の如き、湖南長沙に於ける火藥庫の爆發其他湖北全省に亘りての不穩の形勢の如き一として反發の兆候ならざるは無し、正に是れ官民否々袁國二派の對戰なり、若し夫れは我が將來如何の問題に至りては我等の既に數回に亘りて述べたるが如く國民黨は天の時代の利と共に兵力財力及び民氣を併せ失へるが如し而も此の不利劣弱なる勢力を提げて闘はんことを抑も亦勝敗を打

算外に置けるに似たり、是れ我等の國民黨の爲めに危む所にして寧ろ自置隱忍を勵むる所ならずんばあらず、然りと雖も彼等にして動かすんば即ち屈從となり黨の面目を奈何黨の精神を奈何、彼等にして時機を誤たれば何ぞ隱忍自重を説かんと嗚呼又運たれり矣、

▲北兵の上海駐防 長江一帯の風雲前途の如く、人心又洶々淆惑の時に當り袁氏は遂に麾下の北洋第四師の三營を簡拔して海軍警衛隊の名下一路直ちに上海に駐防せしめたり(雜報參照)而して南下の北兵は三營に止まらず尙續派せらるべしと云ふ、

言ふ勿れ僅々三營の南下と、今や上海は事實上國民黨當に國民黨のみならず政府反對者流の淵藪にして又策源地なり、而して製造局を有し經濟的中心なることは前年革命の際之を證して餘あれば彼袁は雲煙視する事能はざりたり、時正に長江一帯の不穩に際するや、袁たは北兵を遣はし之を威服せんばある可からず、之れ彼れが北邊の多事を後にし敢て南方に出兵せし所以なり、實に此の舉は敵黨の牙を銜きしものにして袁の反對黨は又た茲に一等を輸したり、その心目を驚動せし事幾何ぞや、袁が出兵に對し國民黨派の諸新聞は何れも上海に六十一團及三十七團の駐屯防衛するあれば更に北兵駐防の必要なるを説きうの徒らに人心を浮動し禍根を貽するものなりして盛に攻撃しつつあるも抑も亦運たり、今や製造局一帯は右三營の兵士終夜警戒し、七隻の砲艦は江面を衛り更に龍華火藥製造局一帯も嚴密なる警備を加へつゝあり、復た何を言はん、

●對露外交の屈從 艱困を極めつゝありし對露外交は遂に屈從するの已を得ざるに至れるが如し、我等が本誌二十一號の「邊境頻りに急を告ぐ」なる項内に報道せる露國の強要に對し其後支那政府が依然推讓糊塗の態度を保持し交渉進捗せざるや露國は遂に三千の兵を直ちに齊齊哈爾に向つて集注し自由行動をとるべきを示したるに於てか支那政府は恐懼異常遂に策の施すべき無く甘じて屈從したり、去る十日ルター北京通信員は報じて曰く、

支那政府は本日露國公使に其の要求たる黑龍江都督の被免、五千ルブルの損害賠償金の支拂(右の二二千ルブルは張家口にて阻礙されたる露國畜類商は三夾口齊齊哈爾にて逮捕せられ露國新聞記者及學生へ各五百ルブル)更に齊齊哈爾警察署長、探偵長警察署員數人及び三夾口管轄地方官吏の被免且つ賠償の理由を衆民に公示する事、張家口以北に送るべき露國の郵便を拆開し兵士を懲罰し事件關係の露國領事に謝罪する事、

等にして是れ北京政府は露國の堂上に活殺自在なるを表明せられしものと云ふべし、加之露蒙協約亦承認の已を得ざるに至り北京政府は議會に連動して其の承認を得んし衆議院は二百三十票に對する四百三十票の多數を以て通過する事を得たるも民黨反對の聲張りなれば再び筆舌の喧嘩は免れざるべきも參議院亦通過すべきが如きを報ず、大勢已に斯の如し蒙古の事遂に露國を斥くる事能はざるなり

●升允再び檄して 天下に告ぐ 前きに堂々天下に號召し、共和を斥け所謂民國有司偉人をして顔色なからしめ、清室の爲め萬丈の氣憤を擧げたる升允は其後仍ほ別外に在りて正義の爲めに身命を捧げて活動しつゝあり、近く彼は共和に反對して清室復興の大意を明らかに再び檄して天下に告げたり、其の文に曰く袁世凱は共和の名を假り以て天下を盜み竊して民國と稱せり、其意は蓋し古昔周の厲王の時と米國の華盛頓の世に託するなり、夫れ厲王は出て、疏に居り其大臣共和の政を爲し後宣王を奉じ以て中興せり、是れ共和なるものは國中君無きに因りて之を調護するの謂なり、君有りて之を擅奪するの謂に非ざるなり、華盛頓は草昧初めて開き君臣上下有らず、故に總統選舉の局を創めたり、此れ之れを米國に行ふ可く、曾て歐亞に宜しからず況んや中國にをや嗚呼近時新名詞の惑はす所や衆し人恒に言ふ有り、動もすれば曰く四萬々同胞、曰く代表、曰く保種、曰く公敵、曰く壓力、曰く野蠻、曰く君權推倒と其他一二にして數ふ可からず、凡此は皆借りて籠絡挾制の術と爲す者なり、同胞の説は橫渠(宋儒)に出づ相親相愛する手足の如きを謂ふなり、吾が君父に救するに至りては手足に非らずして體膚なり、又何の同胞か之れ有らんや且つ強々たる民は初め代表の何の説たるを解せず更に表する所の何事たるを知らず、之れが代表たる者は奸人の指使に供せられし耳、奸人は四萬々人中の秀にして靈なる者に非らずして其の劣にして亂する者なり、過ぎて之を計れば復元の散沙の如きに過ぎず零星に至りてや數を悉くして之を淘汰すや雖も曾て何ぞ四萬々衆に損せんや、嘗て左氏太史公及諸載籍を考ふるに中夏戎狄は皆黃帝の裔と稱す、是れ種同の同じくして所謂外なる者無きな

此の際の御申込は便利にして最も好機會なり、△我が社の組織、株式會社の如く營利目的でなく保險契約者は即ち社員にして會社の主權者なり、△我が社の利益配當、目下毎年四分の配當を爲し居れり、生存中利益配當を受け而も萬一の場合には保險金を受取る事勿論なり、

本社特許員事務 齊藤 徳次

生命保險の界明星

契約金約五百萬圓
積立金七百八拾萬圓
配員當備金九拾萬圓
(在現本月二十年元正大滿末年九業創)

千代田生命保險相互會社

上海代理店 大倉洋行

電話(六〇八) (二八八六)

囑託醫士 秋田 康世

△我が社の拂濟保險、我社の利益配當は毎年保險料より差引、故に年一年負担は輕減され其負担に堪へ難き時は拂濟保險として一時拂返を中止する事を得、△我が社の仕拂、我が社の基礎は最も鞏固にして仕拂は最も敏速也、創業以來未だ曾て保險金仕拂に故障起りし事なし、△案內書は大倉洋行へ御申越あらば直に贈呈す

り、乃ち、今、時に、効ふの衣冠、時に、衰ふの正朔、時に、奉するの婚姻、皆之を通過して、曰く、吾れ、君權を、推倒し、將に、排外を、以て、種を、保たんと、名號するも、何ぞ其れ、權として、知る、所無にして、顔の、厚き事此の如くなるや、之に、附すれば、同胞と、爲し、附せざれば、公敵と、爲し、純ら、壓力を、用て、相刎す、此れ、眞に、山賊、海盜、強暴の、爲なり、彼の、野蠻と、呼ぶ者、と、視ぶるも、更らに、甚しきなり、且つ、夫れ、華夷の、辯は、疆域、之れが、限を、爲する、諸夏の、亡きに、如かざるなり、孟子曰く、舜は、東夷の人なり、文王は、西夷の人なり、韓文公曰く、夷狄に入れば、則ち、之を、夷狄にし、中國に入れば、則ち、之を、中國にす、楊子雲曰く、門牆に、在れば、之を、應き、夷狄に、在れば、之を、進む、今、袁世凱及、諸黨類、爲す、所は、中國が、夷狄が、必ず、能く、之を、辨別する、者有らざる、幕府(升允自稱、亦嘗て、外援を、借りて、内寇を、討つに、號を、爲して、決する、事能はざり、今、は、則ち、釋然たり、矣、盜賊室に入れば、鄰里に、鳴らし、戈を、操りて、之を、逐ふ、夫れ、何を、嫌はん、又、嘗て、多く、生命を、殺すに、戚たり、又、夫れ、屠者は、日に、羊家千百を、割くも、未だ、過りて、之を、哀しむ、者有るを、聞かず、屠制するに、非ざれば、羊家の、用を得る、事能はざれば、羊家は、罪無くして、殺さる、彼の、天理を、蔑にし、人倫に、背く、其罪、尤も、須臾も、緩くす、可からざる、者也、幕府中、戒す、中外、領兵、各將、弁、今日、義師は、有罪者を、專請す、敵を、拒かん、と、する、者、投降すれば、死を、免す、過ぐる、所安なる、一、人を、殺するを得ず、又、邊國と、蒙古國と、訂約せり、大旨は、疆宇を、恢復し、仍ほ、我が、清室の、領領に、歸すに、在り、我が、土地を、割かず、我が、政權に、損からず、兵費、費用、若干は、清室より、數に、照して、認還す、此の外、吾が、力の、能くする、所に、視て、酬謝し、

斷じて、中國、無窮の、累を、貽すに、至らず、袁世凱の、如きは、實に、人に、瓜分の、柄を、授くる、者なり、父母の、邦に、敬告す、幸に、疑懼する、勿れ、教を、待たずして、誅せらる、者、又何ぞ、此の、言を、以て、之に、告ぐる、暇あらんや、好いかな、言や、好漢、須らく、自重、自愛、し、綱常の、爲め、果た、又、正義の、爲め、に、夫れ、怠らざらん、

●四川政界の紛擾

昨春以來、中原の、多事なるに、乗じ、籌備機を、窺ひ、し、藏番は、大舉、四川の、邊疆に、向て、侵漸したり、茲に、於て、か、西征の、議起り、時の、四川都督、尹昌衡は、自ら、兵に、將さして、萬里、遠征の、途に、上りたり、之れ、實に、去年、夏間の、ことにして、爾來、約二年、尹氏は、蠻煙、瘴雨の、裡に、強悍なる、番人と、戦ひ、遂に、邊界の、地を、克復する、事能はざりしも、郷城、以東は、其の、蹂躪に、委せざりき、然るに、彼れが、出征中、代理都督たる、胡景伊(民政長)に、對し、中央政府は、都督の、實缺を、與へ、彼は、川邊、經略使に、貶せられたり、元來、胡は、老同盟會員なるも、早く、袁に、歸服したるに、より、此の、事ありしなり、茲に、於て、か、尹は、七月、三日、征途より、軍を、率ゐて、成都に、入り、茲に、胡の、退城となり、四川省民は、再び、尹を、都督に、推さんとするに、至り、兩者の、間、互に、相隔り、四川政界は、暗潮たる、密雲に、蔽はるゝに、至りたり、(尹氏の、通告は、胡氏との、互に、間に、何等の、惡感情なき、事を、告白しつゝ、あるも)而して、成都、政界の、事急を、告ぐるや、政府は、本月、七日、又、命令を、發し、尹昌衡を、川邊都督に、任じ、四川は、此より、二都督を、有せり、中央、集權は、袁政府の、主張に、非らずや、權限を、明らかに、し、事權を、一に、せん、と、は、彼等の、聲明する、所に、非らずや、而して、今や、如何、尹昌衡が、政府の、命を受け、損に、任じたり、歸りて、政府が、任命せる、都督を、逐ふは、非法も、甚しと、云ふべし、而かも、政府は、嚴明の、態度に、出づる、事なく、反つて、此れに、與ふる

に、川邊都督を、以て、之れ、實に、都督なる、官缺を、政爭、調停の、具に、供せしものにして、中央の、權威を、重する、彼の、政府にして、何の體た、らざる、斯くて、抗上、反違の、風を生じ、眞聖なる、政治をして、兒戲に、等しからしめ、中央、政府、否、國家の、權威を、危くし、施政、紊亂の、端を、啓く、本より、當然の、例に、乏しからざるべし、我等は、袁氏が、李、胡、柏等の、諸都督を、斥けたる、元氣を、以て、蕩まん、事を、希望せざるを得ず

文苑

▲越游脩禪堂(接前)曹衡吏 付通

著作権保護コンテンツ

漢字新聞論調

▲政府箴言(時報) 一年以來、政府は、統一事業に、對し、因循、又、因循、遷延、就復た、遷就、其口を、某黨に、借りしが、該黨は、自然、陶汰の、爲め、勢を、失したり、往時、國民の、清議は、某黨を、痛恨する、餘り、政府に、對し、多く、怨する、所ありしも、今や、某黨の、鋒鋭、既に、潛むに、至れり、隨つて、一般國民は、共和、民權の、諸名詞を、猛獸視し、陰に、帝制、復活を、圖ふもの、其人に、乏しからず、只、心に、之を、蓄へ、敢て、口にせざるのみ、政府の、行動にして、若し、國民の、輿望に、副はざらんか、曠昔、某黨を、痛恨せる、程度は、政府の、頭上に移るべし、吾人は、群情、憤懣の、深き、時と、共に、進んば、異族の、侵入を、招き、我國の、滅亡を、來さん、ことを、恐るゝなり

▲北京日本公使更迭の研究(新聞報) 英露兩國の、蒙古、西藏に、於ける、跳梁に、似ず、日本の、對支政策は、常に、現狀維持を、標榜せる、が、此政策は、實に、伊集院公使の、贊助により、尤も、滿韓、鐵道と、遼東、續借に、其端を、啓きたる、も、野心、勃勃たる、列強の、比に

日本郵船株式會社

京東本社日本

噸萬二十三數噸總●隻條十八船汽有所

上海出帆	歐洲行	二週一回
米國行	二週一回	香港行
日本行	一週一回	一週二回以上
其他日本各港	遼東、滿洲、印度	朝鮮、支那等諸航路有り
日本郵船會社	上海支店長	石井
南滿洲鐵道會社	大北汽船會社	大北鐵道會社
店理代		

營業種目

- 輸入 綿糸 綿布 雜貨
- 輸出 棉花 肥料 綿綿麻布



伊藤洋行



伊藤洋行

上海福州路十五號
電話 三三三四
三九八八

本支店

- 大阪、神戸、京都、東京、一之宮、
- 京城、上海、漢口、馬尼刺、

あらず而かも日本政府は今同北京公使の更迭に決し山座參事を伊集院公使に代へたり此更迭は日本在野黨が頻りに該政府の不當を指摘せる爲めなりと見得べきも加藏男爵歸國の後南北政争は結局北京の勝利に歸すべく今日の形勢は平和に向ふべしとの意見に基けるものゝ如し日本外務省の辯明書によれば政府の對支意見は初より南北何れにも左袒したる所なしと、誠に左袒する所なきなり南方に左袒するものは只日本在野黨のみ蓋し彼等は支那の災禍を樂み漁夫の利を得んとし居ればなり、然れども日本政府も列強の態度如何によりは是露の轍に出でずとは云ふべからず日本政府が從來列強と歩調を共にし義を贊助せし伊集院を解職し其後任に日本の一派輿論に合する山座を置きしは日政府の意向を知るべし而して日人の對支政策は殊に知るべし此によりて之を見れば日本公使の更迭は固より新公使が南北に左袒する所ありとは斷言し得ざるを之を日本對支政策の一變と知し得べし思ふに我政府も亦之を知りしならん證し過日孫寶琦李盛鐸の渡日の如き之を證して餘あり或は此一行に對し孫中山渡日の結果日本輿論が我國民黨に左袒し我政府を攻撃するに至りしに密に日本の輿論を調和する爲めなりと云ふ或は遼東半島租借の爲めなりと云ふも其理由は得るべからず日本に在りては山座參事公使の派遣あり我に在りては孫山の渡日あり互に相接近し我政府にして山座新任の意思を解するに至らば日本も亦我意思を解すべし

報

故上田安三郎氏十三回忌法事

會上海三井物產會社支店長たり、其後會社理事たりし上田安三郎氏は去る明治三十四年七月十二日東京に於て病死し

たるが、今年七月十二日は其の第十三回忌につき同氏の關係者は當地利本願寺別院に於て法事を行ひたる上、藤瀬政二郎氏の留守宅に集まり、夕食を共にし、故人の上を語たり、同氏と上海との關係は近時漸く人の忘れんとする所なれば左に同氏死去の節東京中外商業新報紙に出でし略歴の大意を左に記するし出す事とせり

氏は舊稱川藩士池田源左衛門氏の男にして安政二年二月廿九日長崎浦五島町の柳川藩邸に生まる、母は長崎市市中町士族岡岡氏の女にして氏は其の第四男也、三歳の時長崎外浦町の田氏の養はれし上田氏を冒すに至りし也、幼時書を吳來安に漢籍を長川幹二氏に學び後廣運館に入り伊東二代治男等と共に英學を修め兼ねて普通教育を受けしが當時氏の性行は謹厚老實殆んど老成人の風ありしより交友の同志を許するに早老の稱を以てするに至れりと云ふ、氏の此の性狀は幼壯兩時代一貫不變遂に實業界の君子人を以て一生を畢るに至りし也由來する所あるを知らん、氏は家計の都合上廣運館を去り苦學力行書問各種の業務に服し其の餘暇雪の苦學に従ふ後當時長崎に在留せるロバート・アール・フン氏(前布哇公使)の知るところなり、氏の支給を受け米國に渡航しボストンの商業學校に入り卒業の上明治九年歸朝せり、其の當時ロバート・アール・フン氏三井物產會社の顧問たりし緣故にて同年九月同社に入り十年十一月上海支店詰なり居る事十五年、明治廿五年四月歸朝し、同社之外國課長となり廿六年八月當務理事廿七年十月理事外國課長廿九年九月商店重役會社員となり是は上海紡績會社取締役會社員たりし事あり、氏が三井物產會社在任中の功績は一に足らざるも、就中顯著なるは非清貿易に於ける功績なるべし、氏は實に非清貿易の開始者にして又成功者たり、明治十一年三月會社の命により天津に赴き貿易上諸般の調査に従事したるが其の當時天津に在留せる日本人は官吏にして領事田田富治、陸軍少佐佐藤剛毅並に清國河

南山西の飢饉救助として大藏省より同地に出張したる竹添進一郎等諸氏民間の人にてはたゞ五代友厚氏が藍の取調べして同地に出張したるあるのみ、日本人の商店固より皆無也、氏は其の草創の時同地に赴き各般の調査を遂げ其の結果同年五月一日佛船ホムマリ號に麥を搭載長崎より天津に向はしめたるが當時如何に巨額の貨物にても之を量るに秤器を用ひざれば清國人の承服せざる有様にて頗る困難せり其の後氏等の手にて進々ボンド衡器を上海より取寄せる一々衡器の比較を示し僅かに清人の同意を得たる等困難一方ならざりしと云ふ麥の輸入に引續き氏の手にて石炭白米各一艘を同地に輸入したる此の實に日本の非清貿易の嚆矢也其後三井物產會社は出張所を天津に設け次支店を設け今日の盛況を見るに至りしは比清貿易にて今日あらしめたるは一に氏の功也と云ふも蓋し譯言にあらず次に氏の功績としては三池石炭の海外輸出事業也、即ち明治十一年十二月口の津より帆船早丸云々百噸より輸出せられたるに始まり、其の當時上海に在りて之が販賣を開始したるは實に氏也、其後三井物產會社汽船秀吉丸(七百噸)にて間斷なく三池石炭を輸出を爲し氏は上海にて極力之が販賣に従事したるも當時三池炭山は政府の所有に屬し一日採掘高僅々四百噸前後に過ぎき從て其の輸出高も左迄多からざりしも同炭坑の三井家に歸してより俄然採掘増加し一日平均二千噸に至りしが氏の功や眞に偉也と云ふべし、氏の性行は幼時より品行方正の君子人一言以て之を掩へば一貫行方正の君子人に接し百行會で常道の外に逸するなく其の親戚故舊若くは部下に對する行動に至りては今世稀れに見る所にして長崎に於ける其の師吳來安氏に對する待遇の如き實に其の一例なるべく氏は吳氏に請ふに其の居る氏の隣家に移せしが爾來氏は日夕其の門に趨走弟子の禮を執る十年一日の如くなりしとて氏の人となりを知るべき也、明治三十四

海蘭鐵路

海蘭鐵道に關しては己に本誌第七號を以て詳細に報道せしが駐北京米國代理公使ウイリアム氏は該鐵路に干し報告する所ありたれば今之に鐵路の詳報を以てし、技師の二隊は今や海州蘭州鐵路の線路調査中也、目下の計劃に於ては先づ蘭州迄敷設し、將來之を延長して甘肅省蘭州に達せしめんとするにあり、而して何れ將來露國の中央亞細亞鐵道と連絡せらるべし、又た蘭封府より蘭州迄の線路は主として中央支那と甘肅省と西亞細亞との間にある隊商の舊路を採るべく此の路は今もなほ沿岸各地と甘肅及土耳其斯坦間の貿易路なり、曾て前駐北京米國公使カラン氏が説示したる如く此の鐵路は支那に於て計劃されし鐵道中最も重要なものの一也、此の鐵路一たび成れば在來水路なき廣大なる此の地方は開發せらるべき也、即ち陝西と甘肅兩省の開發大に見るべきものあるべし、在來は外國と輸出入する貨物は皆動物の背若くは人夫の背にせられて各方面の山道を奥大の費用と時日を費へし運ばれたれば也、此の鐵路は前記兩省の他河南及湖北省に於て京漢鐵路並に開封府河南府(汴洛鐵路)間の鐵路と連絡すべく江北にては津浦鐵路と連絡すべし、此の鐵路の敷設は勿論陝甘兩省の貿易を發達せしめ且又該兩省の礦山の開發せしむべく、交通の便宜、運輸の費用輕減の結果外國品輸入にも増加するに至るべき也云々

因みに本鐵道幹線たるべきは清遠鐵道(清江浦通州間)は向に張孝季調養より白耳義借款を以て布設せんとし交通部に出願せしも同部は調査の結果既述の海蘭鐵道幹線たる清海(清江浦、海州間)鐵路と競争するもの恐れあるを以て今同意々不許可に決定したりと

商會聯合會之時局

全國商會聯合會直隸事務所は黨争の劇烈にして大局危險なるを以て全國各商會に電報し代表を北上せしむることとせるが該代

濟生堂大藥房

胃腸肺病救世丸

濟生堂大藥房

上海虹口西華德路文路角

新神經

濟生堂大藥房

上海虹口西華德路文路角

貧血症

濟生堂大藥房

上海虹口西華德路文路角

滋養

濟生堂大藥房

上海虹口西華德路文路角

婦人諸症

濟生堂大藥房

上海虹口西華德路文路角

新劑

濟生堂大藥房

上海虹口西華德路文路角

濟生堂大藥房

表今や着京せるを以て進歩國民の兩黨亦直ちに委員を擧げて協商し談判三回に及ぶたり而して其談判事件は借款問題と借款と關連せる内閣改選問題にして之れが結果は平和の望とあり今該會代表より各商會及上海總事務所と與へし電報の内容を見るに左の如し

口兩黨相執の點は全く借款問題及也國民黨は此問題に對しては借款契約附則を改めざることを承認し形式上議院に交付し通過せしめ以て行政監督の實に符合せしむべしと云ふにあり進歩黨は國民黨の此議步に對し把持する能はずして之を承認す至に對し而して借款關連の内閣改選問題に對しては國民黨は始め政權に接近せざることを表明し進歩黨に内閣組織を譲りたるも進歩黨に於ては短期間内閣政策は計にあらざる徒らに集矢の的となるのみなれば到底引受くべきにあらずと云ひ頗る觀望進まざるの勢あり此の如き情勢なるを以て余等は利害を比較し雙方に往來し意思の疏通を圖りし結果内閣は進歩黨より組織することゝし只だ閣員按配に不足を感ずる場合には國民黨に協商せしむることゝせり所謂混合内閣は已に意見

を定め漸く纏まるを得たり將來の憲法制度總統選舉の諸問題何れ雙方共一致進行し得べし云々

口堂々たる民國の政黨にして商會の調停を要し而かも此代表と接洽す、さても不甲斐なきは實に民國の政黨なるかな

袁總統の叛徒捕拿令

號に登載せし如く武漢の謀亂に對する黎副總統の報告に對し袁總統は去七日附を以て叛黨等が名を政治改革に借るも政治上の事は議院之が機關たりと妄動を退ふるべからずとの意味を以て外交部は漢口獨佛兩國租界に要求して犯罪人を探索し並に各省民政長は逃竄の叛徒を嚴重に捕拿するに力むべく命令せり

來滬したる北兵

突如として去六日午後二時來滬したる北兵は馬廠に駐在せる第四師より派遣する所にして海軍警衛隊と稱す總計三營、千五百余名なり今該警衛隊官及將校氏名を擧げれば左の如し

總執事官 海軍中將鄭堯臣

海軍警衛隊第一營長

魏清和

第二營長

周孝嵩

第三營長

高金寶

第三營隊官

梁和實

辛桂芳

李海軍總司令の間に交渉せられり

印花稅の實施と各省商會

數年來の懸案として當國の一財源たる印花稅は今回財政部に於ては愈實施する事に決定し已に實行せる地方も少なからざるが猶舊否の說粉々として決せざる者有るは其の代表の諸説を示せば

▲北京の商會は地方各省より先きに實行せん事を希望して之に賛成し

▲河南、湖南等の商會は極端に反對す

▲奉天、直隸等の商會は各省商會の意見によりて實施如何を決せんとす

▲上海商會は各省商會の意見此の如く決せざるも印花稅は有益無損のものなりとし各商家に於ては本稅の施行を賛成せしめ一方全國に對し模範を示すべしと云へば本稅も多少の反對はあらざる無難に實行せるべく將來有力なる財源たるべしと

上海南市電車の開通期

支那人の經營に成る當地南市電車は本月一日開通の筈なりしも準備整はざる爲め本月十五日に延期せしむる猶車輪の塗替へ等を終らざる爲め更に二週間を延期し愈八月一日より開通すべしと

榮生洋行の移轉

是れまで江西路に開店し當地邦人唯一の株式仲買商たる同洋行は今九江路の舊台灣銀行跡に移轉し去る十一日より新家居に於て營業しつゝあり

上海船渠會社

上海ドック、エニヂニアリグ株式會社の本年四月三十日迄の一年間營業報告を見るに其の純益銀十八萬百六十六兩二九分とあり、而して一株三兩の利益配當を以てし即ち十六兩五十六兩百兩を支拂ひ一萬四千五百六十六兩二九分を次期に繰越すべしと云ふ

合併角力一行的來滬

兼ねて來滬の略ありし太刀山陣豪等京阪合併角力の一行為は愈去る九日大連の興行

を終はり一昨十二日神戸丸にて太刀山等約八十名來滬したる一行は盛なる在滬同胞の歡迎を受け所定の旅館に入りたり、通常なれば賑やかなる歡迎の儀のあるべき筈なりしも、有柄貴族下崩御の際と一切遠慮し静謐なるは床かし、因に興行は昨日より北四川路西本願寺所有地に精を發揮し居りし今同の如き代表國技の當地に行はるゝは未嘗有の事にして内外人共其期得し居れば同一行は好結果を齎らすべしと

各地通信

廬山頂にて 搜外樓主人

さして先急ぐ旅にもあらず候まゝ二三日程と節を廬山に費し昔より詩人墨客の大騷ぎする程ありて山の勢、水の容流有凡ならざるものゝ認め申候

●面白きは山の上の小外國落に候目下家屋の建設せられたるもの三百五十有餘、而して之等の家屋及敷地の所有者は夫々税金を出し姑蘇公同のマージヤリを行行政官にて平和なる一社會を組織し居候

●此平和なる一社會は今や最も賑はしきシヤンズに御座候

●諸方より某を避けて此處に登臨する外客日に幾十人を以て數ふべく、而かも其大部分はミツシヨナリに候まゝ、讚美歌やピアノの音は時節知らぬ音に和し其處の深、彼處の寒などより流れ來ると云ふ有様は御座候

●雲多風冷やかにして寒暖計の平均は七十八度にて御座候、アハ此風出來得べくんば小包に托して編輯局に送り度きものとぞ空しく焦心し居り候(七月四日)

禹域鴻爪

●安徽南陵にて 橋崎生

蕪湖南陵間は陸路にて二日、民船にて三日を要し候も小燕汽にては僅かに七時間にて到着致し候、此の地輸入の雜貨は大部分日本品なれども本邦人一人も居らず米國人三名布教に従事致し居候、名所古蹟の類多からず香山寺に周旋の妻小喬の墓有之由に候、當地の知事は胡遠分と申す仁にて余等一行は非常の好遇を受け申候、其他當地には中學程度の學校なく只小學校のみ有之候、昨午は當地方の米作少なかりし爲め目今縣衙門にては蕪湖より米五百担を輸入し午前八時より午後四時までは一人一元を限り市價より低廉に米の販賣を致し居るは面白き事候(七月四日)

皖南行途上より

七月五日 村本生

拜啓北斗輝く三十日三更更上を辭し濁流に浮ぶ、歌て曰く、天涯流落幾經秋、又上征西萬里舟、雲外杜鵑遊子淚、陽關可唱曲江頭、江上に出づ江上に没する雄渾の氣旅情を惹くるもの有之候、金陵六朝三代榮華の跡の煙雨の中に觀訪ぬる一爭王國帝勢已傾、八千兵散楚歌聲、鳥江不是江無船渡、取向東吳再起兵、江下帳中の安、淮上に敗れ、江を渡らんとて烏江に至る南江東を望めし山河依然父老に見ゆるを耻ぢて自刎せし項羽の昔忍ばれ天下を失ふも丈夫彼れが如きを欲申候

●日午後蕪湖に到着、四日小燕汽を擬して魯港河を湖り南の方百五十里此處南陵の客と相成候、蓮花茂る城内に周孟徳の妻小喬の墓有之候、三花を叱咤し曹孟徳をして泣かしめたる一世の雄も流石南陵環境離々たる夏草に萬斛の涙を滌けるなるべく候、朝朝は、潯陽に向ふ旅の友南京虫と云ふあるのは、是れを男を試さんとし天の下せる贈物と目受し征衣を楚風に翻して進み申すべく候(安徽南陵)

安徽桐城にて

高橋生

桐城より路上、六月三十日上海を去り月の三日安徽に着申候、滯留二日にして程を起し北の方桐城に向ひ昨々日當地に安抵仕り候、沿途の風物は多く故國のうれだ懐むるくば練潭鎮にて一行の同志一名脚氣の爲めに歩行する事能はず一行を得ず歸滬する事となり、端し無く哀別難苦の悲愁を感じ申し生等の衷情御察被下度今は我が友の幸多からん事を祈るのみ



ASAHI BEER

純牛乳 愛光社

電話貳壹七五番

法界呂班路三三三

代理店 大日本麥酒株式會社 三井物産會社

(一)日本本土よりの輸入

印度綿絲	五、九三三	△三七〇	(△印)
綿絲大俵	二、三二六	三七六	
綿絲小俵	二、六五四	三三八	
金巾(雙包)	三、六九六	△三四	
金巾(單包)	一、三二八	三八六	
礪寸箱	四〇、〇八五	△五一二	
白糖	五、四八七	二、三〇四	
麥粉	七、五三九	△五、五六八	
昆布	二、七六六	△八五五	
切昆布	二、二七六	△五、〇九五	
フランテル	一一	△一四	
セメント	四三三	四三三	
ガン・ニー袋	一二、八五一	二、九八一	
雜貨(箱)	八、七八六	△五一九	
雜貨(包)	六、四	△二五	
紙	三九〇	△三二二	
桶板	八、三三三	一五七	
九江紙	三三三	△五〇	
洋紙	四	△七九	
強水	一〇六	△七九	
麩子	二四〇	△六七三	
錫	二	△二、六七三	
麻袋	二、六〇八	三九三	
銅	四、九一五	四四八	
舊鐵	一、六二六	△一、一九九	
棉花	八〇〇	四〇〇〇	
白蠟	四一〇	二四〇	
片板	六二五	九〇三	
木炭	一、五九七	△二四九	
ミルク	一、二三三		
札板	一〇〇		
酒			
麥酒			

數量

材木	一	△三三九
米	一三、四二六	
石炭		
油(龍)	八五二	二八六
油(箱)	九九六	四一二
麻	二二八	
大豆		
鹽魚		
種物類	二四、四四二	二、四四六
機器棉	一、一二一	六八七
豆粕	七、三二四	△二、八五八
豆粕(袋入)	一、五八〇	△一、八五三
茶	四	

●**金融市況** 自七月四日 至七月十日

▲**銀塊及爲替相場** 週中銀塊相場 是印度のモンスーンの模様定まらず、又取引多からず、從て變動少なく、市場亦取散ならず、蓋し昨今の如き銀の下落は支那の市場不活潑の爲にして、支那が倫敦市場に賣る事なきを保せざるにあらず。ば到底倫敦にても孟買にても市況不振を免がれざるべしと云ふ、爲替相場は取引少なき爲め殊に輸出爲替殆んど皆無の爲の變動少なし

直銀塊	倫敦向電	日本向電
七月四日	26 1/2	76 1/2
五日	27	76 1/2
七日	26 1/2	
八日	"	27 1/2
九日	26 1/2	27 1/2
十日	27 1/2	76 1/2

▲**金融市場** 一般取引不味にて商人間金融逼迫の模様なるも各銀行間は依然として手許豊かなり

七月四日	銅銀	墨銀	銀塊
	三、六〇〇	二、九七	六、五五
五日	三、六〇〇	二、九七	六、五五
七日	三、六〇〇	二、九七	六、五五

▲銀塊及爲替相場
週中銀塊相場

は印度のモンスーンの模様定まらず、又取引多からず、従て變動少なく、市場は支取散ならず、蓋し昨今の如き銀の下落は亦那の市場不活潑の爲にして、其の支は倫敦市場に賣る事なきを保せざるにあらず。ば到底倫敦にては孟買にても市況不振を免がれざるべしと云ふ、爲替相場は取引少なき爲め殊に輸出爲替殆んど皆無の爲の變動少なし

類品用店商び及社會校學各

線通交捷最絡聯亞歐

◎急行列車ハ最新式ノ寢台車

一等車及食堂車ヲ聯結致居候

○大連長春間急行列車

大連發 月、水曜日午後三時二十分 莫斯科行
土曜日 午後三時二十分 聖彼得堡行
長春着 火、木、日曜日午後六時五十分

○滿鮮直通(釜山長春間)急行列車

釜山發 日、火、金曜日午後九時五十分
安東發 月、水、土曜日午後四時四十分
長春着 火、木、日曜日午後六時五十分

○長春大連間急行列車

長春發 月、水、金曜日午前七時
大連着 同 午後十時二十分

上リ

○滿鮮直通(長春釜山間)急行列車

長春發 月、水、金曜日午前七時
奉天發 同 午後二時四十分
釜山着 火、木、土曜日午後七時五十分

○大連發、水、土曜日及大連着、水、金曜日急行列車ハ上海航
路汽船ニ接續致候

歐亞間	大連	行間	程
哈爾濱	莫斯可	聖彼得堡	倫敦
二十四時間	十日間	十一日間	十二日間

館旅道鐵

ルテホトマヤ

大連、旅順、奉天、長春ニアリ
設備完全 食物精選
大連市外星ヶ浦ニハ海岸ほてるアリ

(YAMATO)號畧報電

路航海上連大

使用船

神戶丸 二八七噸
西京丸 二九〇噸

兩船共船内無線電信局アリ

大連發木、土曜日正午 上海着土、月曜日午前

上海發月、水曜日午前 大連着水、金曜日午前

上海大連共ニ棧橋繫留

速力十四海里 航海時間四十一時間

(MANSEN)號略報電

炭順撫

大連、營口、天津、芝罘、
上海、香港、新嘉坡、彼南其他東洋諸港ニ於テ常
ニ潤澤ナル貯炭ノ準備アリ

社會式株道鐵洲滿南

町樂有區町麴市京東 社支○ 町園公市東連大 社本○
(MANTETSU)號略報電(番九一二連大金貯替振)